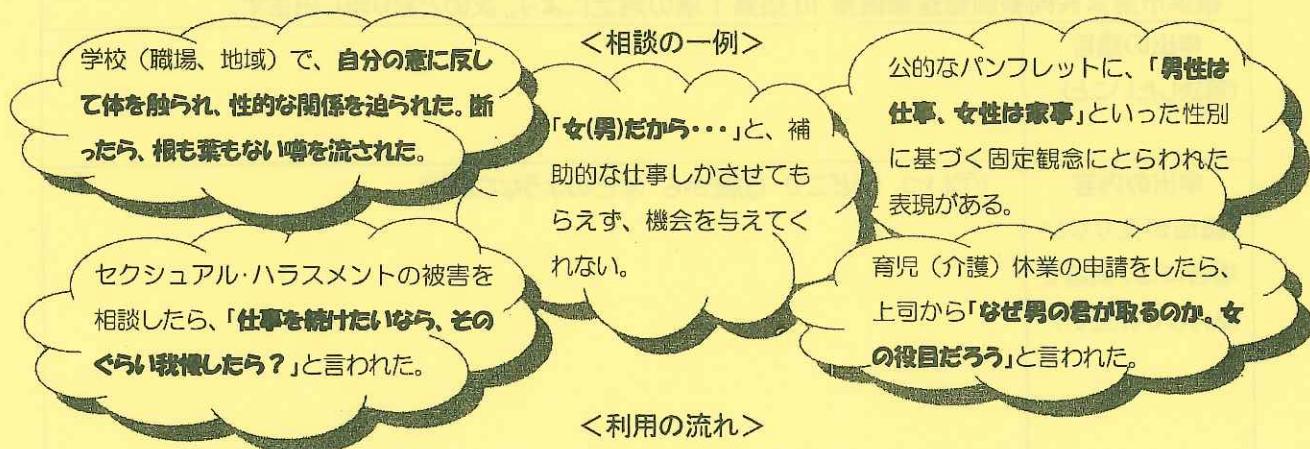


性別による差別等の相談

女性、あるいは、男性であることを理由に不利益な扱いをされた等、性別による差別等により、人権が侵害された場合のご相談をお受けします。まずは、電話でご相談ください。

男女の人権相談 電話 045-862-5063

《受付時間》木曜・日曜・年末年始を除く毎日 9:00~16:00



【相談の流れ】

- ①電話による相談・問い合わせ
- 申出を希望する場合
- ②相談申出(相談申出書の提出)
- ③担当専門相談員との面談
- ④複数の専門相談員による検討
- 必要に応じて
- ⑤関係者への調査、要請・指導

※相談申出は、横浜市内に住所を有する方、市内に在勤・在学する方が申し出ることができます。また、条例による年齢要件のほか、いくつかの要件がありますので、詳しくは電話でお問い合わせください。

【相談申出書提出先】

〒244-0816 横浜市戸塚区上倉田町 435-1(男女共同参画センター横浜内)

男女の人権相談課

電話 045-862-5063 FAX 045-862-4811

相談申出書

平成 年 月 日

(申出先)横浜市長

〒

住所

(申出者)氏名

生年月日

年 月 日

電話番号

()

横浜市男女共同参画推進条例第10条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。

申出の趣旨 (解決したいこと)	
申出の内容 (紙面が足りない 場合には、別紙で 添付してください)	(①いつ ②どこで ③誰から ④どのようなことを)
他の機関への 相談等の状況	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない (相談している場合は、相談先名及び相談状況を具体的に記入してください)
備考	

(注意)1 市外にお住まいの方は、市内に在勤(在学)する場合は、備考欄に会社名(学校名)及びその所在地を記入してください。

2 その他備考欄には、申出に関して配慮を望むこと等を記入してください。

※申出書の書き方等、ご不明な点は、男女の人権相談にお問い合わせください。

※相談申出者及び関係者等から取得した個人情報は、男女の人権相談課が適切に管理し、当該申出についての対応以外に使用することはありません。

事務処理欄

<受付番号>